

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第五編 言論統制と文化運動

第六章 出版活動

第二節 個人雑誌による思想的抵抗

日中戦争以後、殊に太平洋戦争期においては、多少とも進歩的色彩を保持し、広範な社会的影響力をもつと考えられる総合雑誌は廃刊され、もしくは「思想雑誌」であることをやめて「時局雑誌」への転身をよぎなくされた。そうした時期にあつてあくまで「思想」を公表しつづけようとするものにとり、もはや商業雑誌、新聞の紙面を借りる可能性は失われ、みずから個人雑誌を発行して、その紙面に自分の「思想」を述べる以外に方法はなくなった。しかも、個人雑誌といえども、非合法の秘密出版でないかぎり、当局の弾圧を免れえなかつたのであるが、それでも「他山の石」(発行者、桐生悠々)「古人今人」(同生方敏郎)、「近きより」(同正木[ヒロシ])「嘉信」(同矢内原忠雄)等の個人雑誌上において、合法的方法による思想的抵抗が試みられ、殊に後の二誌は、敗戦の最後まで抵抗の筆鋒をゆるめず、活字印刷が不可能になれば騰写版をつかっても刊行を断念しなかつた。

桐生悠々は、一八七三年金沢に生まれ、東大卒業後は終始ジャーナリストとして博文館、下野新聞、(宇都宮)、大阪毎日新聞、大阪朝日新聞などに勤め、主筆として招かれた「信濃毎日新聞」の論説で乃木大将殉死事件を批判して筆禍事件を起こして追われ、「新愛知」主筆に招請されてからもしばしば筆禍事件を起こして一〇年後ふたたび「信濃毎日新聞」に戻つたが、一九三三年八月に社説「関東防空大演習を嗤う」の筆者として軍の圧力で退社してから四一年九月に歿するまでの八年間、名古屋で個人雑誌「他山の石」を発行してリベラリストとしての抵抗をつづけた。雑誌は月二回刊、会員制で、月額、維持会員二円、普通会员一元、学生は五〇銭、三四年六月に創刊号を出した時には桐生は六二才であつた。同誌は何回もの「発禁」や「差押え」を受けたが、「記事削除」の場合には、「この原稿が活字に拾われ組まれたのちに愛知県警察部長より、日支戦争に関しては、一切論及することを許されず、唯政府のなすところを傍観せよというが如き趣旨の達示があつたので、ここに遺憾ながらこの全文を抹消する」と明示し(三七年七月)、発禁にたいしては、「一筋の藁の行方でも流れの方向を示す」といい「この位の筆禍は本懐そのものです」(同一二月)と会員読者によびかけた。かれは自分宛にも雑誌を郵送し、それによっていち早く処分の有無を確かめ、処分のたびに愛知県警察部特高課に出かけて詰問した。「記者に残されているのは、地下に潜ることだが、余りにも老いている」とも記した。四〇年には毛沢東とエドガー・スノウとの会談の内容を伝え日本軍は全く包囲されていること、戦争が進むにつれ日本人の捕虜・武器・弾薬等を捕獲する可能性を中国に与えるであろうこと、捕虜となり、武器を奪われた日本の将兵は歓迎され優待されるであろうという毛沢東の言をとりあげ、「この言を想起して、深くかえりみるところがなくてはならない」と結んだ。四一年一月には、アメリカと戦端を開くのは、「無謀の極」であるとし、「一国の運命を掌中にする政府ならびに軍部は、強がりばかりをいわず、国民に『臣道の実践』を一方的にのみ要求せず、みずからもまた『輔弼の臣』としての責務を果せ」と呼びかけ、同三月には、「勝つた国家群も敗けた国家群も、いずれも疲弊の極に達するだろう。その時こそ、彼らは初めて彼らの愚に目ざめるだろう」とのべていた。四一年八月には、病気のため流動物ものどを通らず死を予感しつつ、廃刊の辞とし

て、「やがてこの世を去らねばならぬ危機に到達致居候故小生は寧ろ喜んでこの超畜生道に墮落しつつある地球の表面より消え失せることを歓迎致居候も、唯小生が理想したる戦後の一大軍肅を見ることなくして早くもこの世を去ることは如何にも残念至極に御座候」と書き、編集後記の結びのことは、「国民としてよりも、世界の公民として、言いかえれば現在よりも寧ろ未来に於て住みたいと思うものであります」とあった(判沢弘「桐生悠々」、世界、一九六五年九月号による)。

以下、家永三郎「戦時下の個人雑誌」(思想・一九六四年一月号)により、「近きより」、「嘉信」二誌の内容、発行経過について摘記すると次のごとくである。なお、個人雑誌によると戦時下の思想的抵抗については、家永三郎著「歴史と教育」(大月書店刊)所収、「大太平洋戦争下の思想的抵抗」をも参照されたい。「近きより」は最近復刻して単行本として発行されている。

「近きより」

正木〔ヒロシ〕は明治二十九年の生まれ、大正十一年東京帝国大学法学部を卒業し、教員やジャーナリストを経て弁護士となったが、もともと画家になろうと思っていたくらいで、法律家を職業とする意図で法学士となったわけではなく、早くから人生や社会の問題と真剣に取り組んできた人物であって、満州事変以後のファシズムの風潮の高まりに「堪え難い憤りを感じ」昭和十二年四月個人雑誌「近きより」を創刊した……。「近きより」は四六版仮綴で、ページ数は物資の窮迫とともに減じ、用紙の配給も停止されたが、岩波茂雄が特に紙を提供して発行を継続させ、昭和二十年一月までは八ページ、同年二・三月、四月の二号は四ページ、空襲で自宅の罹災した五月にも二ページの活版印刷による発行が続けられ、七月、八月および降伏後にいたるまで藁半紙表裏一枚の騰写版印刷による刊行が行なわれている。発行部数は最も多いときには一万に達し、芦田均、清沢洌、川路柳虹、森田草平、田辺元らの著名な人々が多数熱心にこれを支持していたが、特に大審院判事犬丸巖、東京控訴院判事丁野暁春ら裁判官の間に支持者の多かったことが、事大主義的な取締官憲に無言の威圧を加え、弾圧を躊躇させる一条件となっていたかとも推測されるのである。

その内容には「国は主権、領土、人民、之に加ふるに伝統より成る。故に人民の幸福を忘れて忠君あるべからず。逆に云へば民を疎略にする者は不忠の臣なり」という民主主義論理の逆説的表現や、「社会制度の不合理なために生ずる違法を個人の全責任に転化する傾向が強い。不合理に対する緊急避難、正当防衛が叫ばれねばならぬ」という抵抗権の主張等、きびしい言論統制下で他に見ることのできない文字にみちみちており、一々紹介のいとまがないほどであるが、就中東条内閣に対する正面からの攻撃は、「近きより」のクライマックスを示すものであり、十九年六月の巻頭言に「拳国戦時に没頭し、他事を顧る違なく、只管国内の静謐を念とするに乗じ、俄か職権に陶醉して民衆を賤民視する者あり。同胞の困窮を逆用して私利を貪る者あり。その他獸心獸欲に耽り、神国の面目を傷つく者尠ならず。正義が国の生命なるを信ずる我等は、彼等の横行を黙視するに忍びざれど、今戦ひ酣にして、彼等の不忠不臣を膺懲するを便とせず。されど神国の正義は没すべからず。いつの日にか彼等に鉄鎚の下るを見ん。憂国の至情に燃ゆる同胞よ。来るべき日のために、彼等非国民の非行を綿密詳細に記録し置くべし」という火を吐くような文字が堂々と書きつらねられていた。十九年九月には茨城県下における警察官の被疑者拷問致死事件を取り上げた二八ページの特集号を発行し、一身の危険を顧みず、官憲の非違を勇敢に摘発したのであるが、戦後の八海事件、菅生事件、三里塚事件、丸正事件等における正木の活発な裁判批判は、ここにその端を発している。……

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
